

## the Z club 会則

### 第1条(名称)

本会の名称は、the Z club（以下「本会」という。）と称する。

### 第2条(目的)

本会は、アースフレンズ東京Zの後援を通じて、地域の活性化及びアースフレンズ東京Zの強化・運営を支援し、アースフレンズ東京Zと共に活動していくことを目的とする。

### 第3条(活動)

1. アースフレンズ東京Zの応援、会場での観戦
2. その他本会の目的を達成するために必要な活動

### 第4条(入会条件)

1. 前条の目的・活動内容に賛同できる人・法人
2. アースフレンズ東京Z事務局と連絡が取れる人・法人（氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の提示）
3. 営利や他の目的に利用しない人・法人
4. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力ではなく、かつ、これらと関係がない人・法人

### 第5条(会員)

1. 会員は、the Z club と TEAM-Z が別の組織であることを確認する。
2. 会員は、アースフレンズ東京Z及びthe Z clubを利用した営利活動は行わない。
3. 会員の入会承認、除名権限はアースフレンズ東京Z代表 山野勝行が有する。

### 第6条(会費)

1. 本会の年会費は、個人会員は10,000円、30,000円、50,000円、100,000円、300,000円、500,000円とする。  
法人会員は100,000円、300,000円、500,000円、1,000,000円、3,000,000円とする。
2. その他特別な場合、会員の承認を得て特別会費の徴収を行う場合がある。
3. 年度途中で退会した場合及び除名になった場合は、年会費の返金はないものとする。

### 第7条(退会)

1. 会員は所定の退会届を提出して本会を退会することができる。
2. 会員が死亡又は解散した場合も退会したものとする。

### 第8条(強制除名、脱会)

次に該当する会員は、強制的に除名する。

1. 本会の会則に違反した場合。
2. 罪を犯し、又はそれに関わった場合。
3. アースフレンズ東京Z及び本会を利用し、営利目的の活動を行った場合
4. アースフレンズ東京Z本会会の名誉を傷つける行為を行った場合。
5. 観戦マナーや素行が悪く、注意をしても他人に迷惑をかけた場合。
7. 期日までに本会年会費を納入しない場合。
8. 会員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力と関係していた場合。

#### 第9条(免責)

1. the Z club は、the Z club の活動中に、会員又は第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わない。

#### 第10条(譲渡禁止)

会員は、本会会員としての地位を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

#### 第11条(管轄)

本会則に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 個人情報について

##### 1. 利用目的

本会への入会申込時にご提供いただいた個人情報は、原則として本会事業の運営以外には使用いたしません。

##### 2. 第三者への開示・提供

本会は、ご本人からあらかじめ同意を得ている場合、及び委託先に個人情報を預託する場合、又は以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者へ開示または提供をいたしません。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合

(2) 法令に基づき開示・提供を求められた場合

3. 本会は、個人情報の漏洩、滅失、毀損又は不正アクセス等を防止するために必要な措置を講じ、個人情報を適切に管理いたします。また、本会は、個人情報の取扱いに関して、職員等に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、個人情報の取扱いを外部に委託する際は、委託先に対しても必要かつ適切な監督を行います。